第四次川越市国際化基本計画

すべての市民が暮らしやすい 多文化共生のまちづくり

川越市民憲章

(昭和57年12月1日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章 (明治45年制定)



■市の花 山吹 (昭和57年制定)



■市の木 かし (昭和57年制定)



■市の鳥 雁 (平成4年制定)





わが国は、科学技術の進歩やインターネットの普及による情報化の急速な進展などにより、今日めざましい発展をとげております。経済や情報などのグローバル化が急速に進み、国の内外を問わず、人々の交流は一層活発になっています。また、平成32年には東京オリンピック・パラリンピックを控え、海外からの観光客も年々増加しております。

こうした中、国際化の流れを的確に捉え、行政と外国籍の方々も含めた市民の皆様が共に協力して国際化の諸施策を進めていくことが重要であると考えております。

本市は、平成11年3月、「川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画」を策定し、様々な国際化施策を体系的、総合的に推進することといたしました。特に、平成14年7月には、地域の国際化の拠点施設として「川越市国際交流センター」を整備し、外国籍市民への支援や地域の国際化を担う人材の育成を行っております。

さらに、平成18年3月には、「第二次川越市国際化基本計画」を、平成23年3月には「第三次川越市国際化基本計画」を策定し、これまでの国際化施策を継承しつつ、多文化共生と国際交流並びに国際協力のまちを目指して、諸施策を推進してまいりました。

このたび、本市の国際化の更なる進展を図るため、「第四次川越市国際化基本計画」を策定いたしました。本基本計画策定にあたりましては、地域の国際化に豊かな経験と見識をお持ちの方々、また外国籍市民や留学生の方々から貴重なご意見をいただきながら、慎重に検討を重ねてまいりました。

今後は、本基本計画に示された諸施策を確実に実行し、国籍や民族などの違いを 越え、共に地域で支え合う社会の実現と国際交流及び国際協力を推進してまいりた いと存じますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年3月

川越市長 川合善明

[目 次]

1	基4 1 2 3 4	計画策定にあたって計画策定の趣旨計画の位置付け計画の期間国際化の現状と課題	1
I	これ	はまでの取組	7
${\rm 1\!\!I}$	計画	īの基本方針 ·····	10
V	施第	5の体系	16
V	施 1	がの内容 外国籍市民への支援の充実	17 19
	2	国際感覚に優れた市民の育成	22242526
	3	外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり (1) 国際交流センターの充実 (2) 外国籍市民が活躍できる機会の提供 (3) 外国籍市民の要望や意見の聴取	29 30
	4	姉妹・友好都市交流の充実	32
M	計画 1 2 3	iの推進 計画の推進体制 ······ 計画の進行管理と評価方法 ····· 計画の指標 ·····	36
資料	1 2 3 4 5	川越市国際化基本計画審議会委員名簿 ······ 第四次川越市国際化基本計画策定の経緯 ····· 川越市国際化基本計画審議会条例 ···· 川越市国際化基本計画検討委員会設置要綱 ··· 過去10年間の川越市外国籍市民数の推移 ···	40 42 43